

地鶏肉の日本農林規格の見直しについて（案）

平成16年11月4日

農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）について、所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

地鶏肉の日本農林規格について、

- (1) 格付の対象となる地鶏肉の部位を明確化するとともに、ささみ等については「地鶏ささみ」等と表示する規定を設けること
- (2) 品質保持期限の用語を賞味期限に統一すること

等の改正を行う。

地鶏肉の日本農林規格の見直しについて

見直し基準 2 (1) ② (廃止の是非を検討するに当たっての基準)

ア 見直しを行う年度の過去 2 ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の 4 年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	該当せず (小売販売額は 23.8% 増)
イ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当せず (複数の都道府県で格付)

廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当しないため、改正又は確認の方向で検討した。

地鶏肉の日本農林規格の改正概要

1 適用の範囲の変更

(適用の範囲)

規 定	改 正 案	現 行
	この規格は、鶏肉 <u>（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む。）、すなぎも（すじなしを含む。）及びがら（以下「ささみ等」と総称する）を含む。）</u> に適用する。	この規格は、鶏肉に適用する。

- ・格付の対象となる地鶏肉の部位を明確化するため、正肉類以外の部分を規定する。

2 表示事項及び表示の方法の変更

事 項	改 正 案	現 行
表 示 事 項	1 次に掲げる事項を表示してあること。 (1) <u>名称</u> (2)～(5) [略] (6) 消費期限 (7)・(8) [略] 2 [略] 3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものの以外のものにあつては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限を表示してあること。	1 次に掲げる事項を表示してあること。 (1) <u>品名</u> (2)～(5) [略] (6) 消費期限 (7)・(8) [略] 2 [略] 3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものの以外のものにあつては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限<u>（品質保持期限）</u>を表示してあること。

事 項	改 正 案	現 行
表 示 の 方 法	1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) <u>名称</u> 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「<u>名称</u>」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。<u>ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載すること。</u> (2)～(5) [略] (6) 消費期限又は賞味期限 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（<u>定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがな</u>	1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) <u>品名</u> 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「<u>品名</u>」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。 (2)～(5) [略] (6) 消費期限又は賞味期限 <u>（品質保持期限）</u> 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（<u>容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であ</u>

事 項	改 正 案	現 行
表 示 の 方 法 (前頁の続き)	<u>いと認められる期限を示す年月日をいう。)</u>を、それ以外のものにあつては賞味期限 (<u>定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。)</u>を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。 ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略] (7)～(9) [略] 2・3 [略]	<u>ると期待される品質を有すると認められる期限をいう。)</u>を、それ以外のものにあつては賞味期限 (<u>品質保持期限</u>) (<u>容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。)</u>を、「消費期限」又は「賞味期限 (<u>品質保持期限</u>)」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。 ア 平成11年7月1日 イ 11. 7. 1 ウ 1999. 7. 1 エ 99. 7. 1 (7)～(9) [略] 2・3 [略]

(改正理由)

- ・適用の範囲で格付の対象を広げたことから、ささみ等については「地鶏ささみ」等と表示する規定を設ける。
- ・J A S 法と食品衛生法とで規定の統一が図られたことから、品質保持期限の用語を賞味期限に統一する。

副品目



ぎも



ぎも(皿ぬき)



すなぎも



すなぎも(すじなし)



ささみ

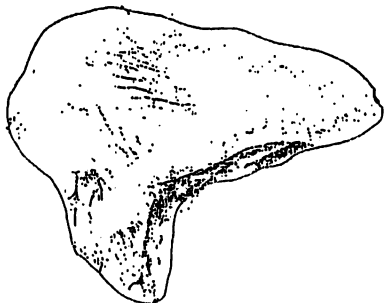


ささみ(すじなし)



こにく

正肉類



むね肉(おもて)



むね肉(うら)

正肉類



もも肉(おもて)



もも肉(うら)

改 正 案		現 行																								
地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、鶏肉（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む。）、すなぎも（すじなしを含む。）及びがら（以下「ささみ等」と総称する。）を含む。）に適用する。 (定義) 第2条 [略]		地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、鶏肉に適用する。 (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>在 来 種</td><td>明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。</td></tr><tr><td>平 飼 い</td><td>鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。</td></tr><tr><td>放 飼 い</td><td>平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。</td></tr><tr><td>在来種由来血液百分率</td><td>在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。</td></tr></table> (地鶏肉の規格) 第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。 <table><tr><th>事 項</th><th>基 準</th></tr><tr><td>素 び な</td><td>在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。</td></tr><tr><td>飼 育 期 間</td><td>ふ化日から80日間以上飼育していること。</td></tr><tr><td>飼 育 方 法</td><td>28日齢以降平飼いで飼育していること。</td></tr><tr><td>飼 育 密 度</td><td>28日齢以降1m²当たり10羽以下で飼育していること。</td></tr></table> 第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。 <table><tr><th>事 項</th><th>基 準</th></tr><tr><td>表 示 事 項</td><td>1 次に掲げる事項を表示してあること。 (1) 品名 (2) 組合せ (3) 飼育期間 (4) 飼育方法 (5) 内容量 (6) 消費期限 (7) 保存方法 (8) 生産業者（小分けをしたものにあつては、小分業者）の氏名又は名称及び住所</td></tr></table>	用 語	定 義	在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。	平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。	放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。	在来種由来血液百分率	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。	事 項	基 準	素 び な	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。	飼 育 期 間	ふ化日から80日間以上飼育していること。	飼 育 方 法	28日齢以降平飼いで飼育していること。	飼 育 密 度	28日齢以降1m ² 当たり10羽以下で飼育していること。	事 項	基 準	表 示 事 項	1 次に掲げる事項を表示してあること。 (1) 品名 (2) 組合せ (3) 飼育期間 (4) 飼育方法 (5) 内容量 (6) 消費期限 (7) 保存方法 (8) 生産業者（小分けをしたものにあつては、小分業者）の氏名又は名称及び住所
用 語	定 義																									
在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。																									
平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。																									
放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。																									
在来種由来血液百分率	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。																									
事 項	基 準																									
素 び な	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。																									
飼 育 期 間	ふ化日から80日間以上飼育していること。																									
飼 育 方 法	28日齢以降平飼いで飼育していること。																									
飼 育 密 度	28日齢以降1m ² 当たり10羽以下で飼育していること。																									
事 項	基 準																									
表 示 事 項	1 次に掲げる事項を表示してあること。 (1) 品名 (2) 組合せ (3) 飼育期間 (4) 飼育方法 (5) 内容量 (6) 消費期限 (7) 保存方法 (8) 生産業者（小分けをしたものにあつては、小分業者）の氏名又は名称及び住所																									

	2 [略] 3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものの以外のもにあっては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限を表示してあること。 1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。<u>ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載すること。</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) 消費期限又は賞味期限 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外のものにあつては賞味期限（定められた方法によ
--	--

表示の方法	2 容器に入れ、又は包装したもの以外のものにあつては、1の(6)から(7)までに掲げる事項を省略することができる。 3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものの以外のもにあつては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限（品質保持期限）を表示してあること。 1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「品名」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。 (2) 組合せ 「組合せ」の文字を冠して、在来種由来血液百分率が50%以上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を「父〇〇×母〇〇」、「父〇〇」又は「母〇〇」等と記載すること。なお、この場合において父鶏又は母鶏の由来する在来種が2品種以上である場合にあつては、それぞれの在来種に由来する血液百分率の高いものから順に1品種以上の名称を記載すること。 (3) 飼育期間 「飼育期間」の文字を冠して、飼育した期間を、次のいずれかにより記載すること。 ア 〇〇日 イ 〇〇日以上 ウ 〇〇日～〇〇日（上限の日数と下限の日数との差は20日以内であること。） (4) 飼育方法 「飼育方法」の文字を冠して、「平飼」又は「平飼い」と記載すること。ただし、28日齢以降放飼いたしたものにあつては、「放飼」又は「放飼い」と記載することができる。この場合においては、当該文字の次に括弧を付して、28日齢以降全飼育期間放飼いたしたものにあつては「全期間」等と、28日齢以降一部の飼育期間を放飼いたしたものにあつては放飼いたした期間を週の単位で「〇週間」等と単位を明記して記載すること。 (5) 内容量 「内容量」又は「正味量」の文字を冠して、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。 (6) 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、採取可能であると期待される品質を有すると認められる期限をいう。）を、それ以外のものにあつては賞味期限（品質保持期限）（容器包装の開
-------	--

り保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

2 [略]

3 [略]

表示 禁止 事項 [略]

別表 (第2条関係)
[略]

かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。）を、「消費期限」又は「賞味期限 (品質保持期限)」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。

ア 平成11年7月1日

イ 11. 7. 1

ウ 1999. 7. 1

エ 99. 7. 1

(7) 保存方法

「保存方法」又は「保存温度」の文字を冠して、「4℃以下で保存すること」、「4℃以下」等と記載すること。

(8) 生産業者の氏名又は名称及び住所

「生産業者」又は「生産者」の文字を冠して記載すること。

(9) 小分け業者の氏名又は名称及び住所

「小分け業者」、「加工包装業者」、「加工包装者」、「加工業者」又は「加工者」の文字を冠して記載すること。

2 表示事項の項に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は地鶏肉に近接した掲示その他の見やすい場所にしてあること。

3 容器又は包装に表示する場合には、当該表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305 (1962) (以下「JISZ8305」という。) に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm² 以下のものにあっては、JISZ8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。

表示 禁止 事項 次に掲げる事項は、これを表示していいいこと。

(1) 品評会等で受賞したものであることを示す用語 (ただし、品評会等で受賞した鶏と素びなの品種 (交配様式)、ふ化日からの飼育期間並びに28日齢以降の飼育方法及び飼育密度を同じくするものであって、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。) 及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

(2) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語

(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

別表 (第2条関係)

会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、烏骨鶏、鶏、鶏、ウタイチャーレン、エーコク、横斑アリマスロック、沖繩地鶏、尾長鶏、河内地鶏、熊本鶏、久連子鶏、黒柏鶏、コーチン、芦良鶏、薩摩鶏、佐渡地鶏、地頭鶏、芝鶏、軍鶏、小国鶏、矮鶏、東天紅鶏、蜀鶏、土佐九斤、土佐地鶏、刈馬地鶏、名古屋種、比内鶏、三河種、養父矮鶏、養父鶏、宮地鶏、ロードアイランドレッド